

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（防災ダム事業）					
地区名	きらよついで 吉良四ツ池地区					
事業箇所	にしおしきらちよう 西尾市吉良町					
事業のあらまし	<p>本地区は西尾市の南部に位置し、一・二番池と三番池と四番池の重ねため池である。当該ため池は地域の重要なかんがい用水源であるとともに、防災重点農業用ため池に指定されている。</p> <p>本施設は堤体の耐震性不足、緊急放流能力不足及び洪水吐の流下能力不足が確認されており、決壊した場合には、下流の人家や農地・農業用施設及び公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、早急に地震対策及び豪雨対策を行い、ため池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>ため池決壊による被害を未然に防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図る。</p> <p>（基準雨量：81.6 mm/時間、1/200 年確率雨量）</p>					
事業費	事業費		内訳			
	5.6 億円		■工事費 5.2 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.3 億円			
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2025 年度	完成予定年度	2032 年度
事業内容	<p>（一・二番池）洪水吐工、取水施設工</p> <p>（三番池）堤体工、洪水吐工、取水施設工（緊急放流施設付）</p> <p>（四番池）洪水吐工、取水施設工（緊急放流施設付）</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>三番池の堤体上下流の耐震性不足、一・二番池、三番池、四番池の豪雨時における洪水吐能力の不足、更には、一・二番池、三番池、四番池の底樋の耐震性不足及び緊急放流能力の不足により、地震時・豪雨時に決壊する恐れがある。</p> <p>このため、堤体・洪水吐等の改修や緊急放流施設の設置により、ため池の決壊を未然に防ぎ、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>				
		必要能力		一・二番池	三番池	四番池
	堤体の耐震化	安全率 1.2以上	現況 計画		0.60 1.57	
	緊急放流施設の整備	放流時間 24h以内	現況 計画		新設	新設
	洪水吐の改修	計画排水量 一・二番池 8.67m <sup>3</sup> /s 三番池 5.03m <sup>3</sup> /s 四番池 3.07m <sup>3</sup> /s	現況 計画	5.74m <sup>3</sup> /s 8.73m <sup>3</sup> /s	0.99m <sup>3</sup> /s 5.07m <sup>3</sup> /s	0.99m <sup>3</sup> /s 3.10m <sup>3</sup> /s
	<p>新たな土地改良の効果算定マニュアル（農林水産省農村振興局整備部監修）に基づき算定したB/Cは1.1で1.0を超えている。</p> <p>また、決壊した場合に人的被害を与える恐れのあるため池の防災工事等の推進を目的とした、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき作成する「防災工事等推進計画」に位置付けた事業である。</p>					
判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>				

		<b>【理由】</b> 堤体、洪水吐の改修、緊急放流施設の設置を行うことにより、ため池決壊による農地、農業用施設、人家等への被害を未然に防止する必要がある。											
②事業の実効性	1) 事業計画		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	合計	
	工種区分	調査・設計	←→										
		用地補償		←→									
		工事											
		①一・二番池											
		・洪水吐工			←→								
		・取水工		←→									
		②三番池											
		・堤体工									←→		
		・洪水吐工										←→	
		・取水工								←→			
		③四番池											
・洪水吐工						←→							
・取水工							←→						
事業費（億円）		3.9					1.7					5.6	
2) 地元の合意形成	地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており合意が得られている。												
判定	<b>A</b>	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。											
		<b>【理由】</b> 円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実行性が確保されている。											
<b>Ⅲ 対応方針</b>													
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。												
<b>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>													
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b> — <b>【主な評価内容】</b> 事業後の決壊被害の有無を確認 ※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。													